

第71回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

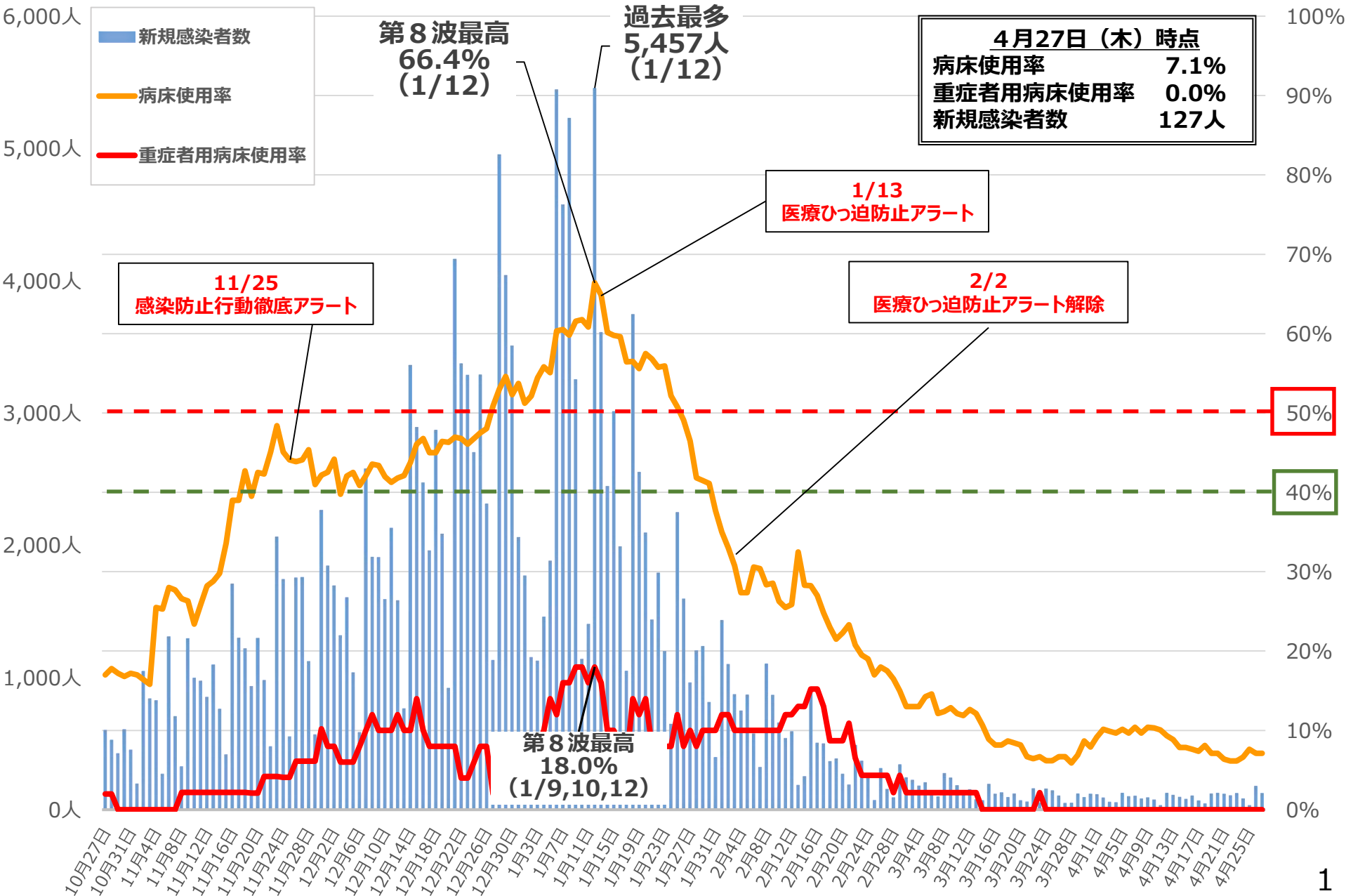
事 項 書

令和5年4月28日（金）
書面開催

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内感染状況について
- 2 三重県新型コロナウイルス感染症第8波について
- 3 三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について
- 4 各部からの報告事項

三重県 新型コロナウイルス感染症 感染状況

資料 1



新型コロナウイルス感染症 第8波について

※今後に向けた方針・対策は原則オミクロン株を想定していますが、一部オミクロン株以外の強毒株拡大を想定しています。

1 保健所・本庁の体制

(評価できる点：○、課題のある点：●)

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<p>【保健所における疫学調査体制・患者のフォロー体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生届の提出対象となる患者に加え、対象外の患者を県独自システムでフォローする体制を継続する。 ・医療機関からの県独自システムによる患者情報の報告は、外来定点の導入や国システムの改善等がされるまで実施し、医療機関と患者情報を共有していく。 ・次の感染拡大に備え、軽症の自宅療養者の健康フォローアップ業務の一元化について検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の健康フォローアップ業務を一元化し、発生届対象外の陽性者の健康フォローアップを目的とした「療養者支援相談窓口」を令和4年12月23日から開設した。 ・発生届の提出対象となる患者に加え、対象外の患者を県独自システムでフォローする体制を継続した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者の利便性が向上し保健所の負担を軽減することができた。 ○対象外の患者を県独自システムでフォローする体制を継続したことにより、患者の基本情報を速やかに確認することができたため、医療機関等への情報提供をスムーズに実施できた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所が疫学調査において適切な対応が取れるよう、高齢者施設に対する行政検査について民間事業者を活用した支援体制を令和5年2月下旬に拡充した。 ・令和5年5月7日発生分までは引き続きHER-SYSや県独自システムによる把握を行い、5/8以降は感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されることから、HER-SYSや県独自システムによる患者情報の収集は終了する。
<p>【保健所の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者の急増に備え、応援職員のリスト運用を継続する一方で、応援職員を減らしても対応できる体制を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の一部について外部人材への切り替えを進めた(令和4年9月には計78名だった外部人材を令和5年2月には計93名まで増員)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部人材への切り替えや、「療養者支援相談窓口」の開設等により、保健所への応援県職員を求めることなく第8波に対応することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月末で外部人材の活用を終了する。(感染者の急増等により保健所の業務量が増大した際には外部人材を活用)。
<p>【本庁の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の外部委託化や廃止を進めることで、県応援職員や外部人材等の役割や必要人数・業務を見直す。 ・引き続き、Web会議を実施し、保健所との情報共有を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の外部委託化や人材派遣の活用を進めることで、県応援職員を削減した体制を構築した。 ・月二回の保健所とのWeb会議を実施し、情報共有を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第8波の感染者が急増した際にも、県応援職員を増員することなく対応することができた。 ●応援職員が長期にわたり、各部局と部内各課の負担が生じている。 ○保健所とのWeb会議を行い、情報共有を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の外部委託や人材派遣を活用することで、県応援職員を削減した体制を継続する。(人材派遣等は今後の業務量にあわせて終了していく)。

2 検査

(1) 社会的検査(重症化リスクが高い方が入所・利用する施設等における感染者の早期発見、感染拡大の未然防止のための検査)

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・当面は12月末まで事業を延長しており、その後は感染状況をふまえて実施を判断する。 ・オミクロン株対応ワクチンの効果や接種状況をふまえ、次の感染拡大に備え、PCR検査だけでなく抗原定性検査キットも活用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染状況の悪化に対し、当初の計画より事業を延長し、令和5年3月末まで対応した。 ・高齢者施設(入所系)における社会的検査として、週2回の抗原定性検査を令和5年1月7日より開始した(3月3日まで実施)。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定割合で陽性者が確認されており、早期発見、感染拡大の未然防止の観点から意義があった。 ○高齢者施設(入所系)における社会的検査として、週2回の抗原定性検査を開始したため、実施施設数は一定増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5類移行前の5月7日までは、社会的検査を現状のまま継続する。 ・5類移行後は、国の方針等をふまえて、社会的検査として、高齢者施設、障害福祉施設を対象に、施設の状況により週1回または2回の抗原定性検査を実施する。

(2) 無症状者に対する無料検査

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・一般検査事業については、12月以降の実施について検討が必要である。 ・感染拡大はしていないものの、全国旅行支援やイベント割が実施されることをふまえ、これらの事業終了まで検査を続けていくことの検討が必要である。 ・年未年始に向けて国からの要請があれば、臨時拠点を開設する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「感染拡大傾向時の一般検査事業」として、感染の不安のある方等への無料検査を令和5年3月末まで延長して実施した。 ・年未年始期間(令和4年12月24日から令和5年1月12日)に、近鉄四日市駅と宇治山田駅において臨時検査拠点を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の不安解消につながるとともに、感染者の早期発見、感染拡大防止の観点からも一定有効だった。 ○年未年始期間における無症状者の臨時拠点での検査は、不安を感じる県民のために一定の効果があった。 ●年未年始期間の臨時検査拠点は、前回の検査と比較すると受検者が少なかった。その理由としては、市販の検査キットが入手できるようになり、自己検査しやすくなったことが考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般検査事業は、国が示す終期である5月7日まで継続。

(3) 有症状者に対する無料検査

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止等の観点から、速やかに検査できるよう、抗原定性検査キットの事前配布の対象を、他の施設（障害福祉施設、小学校、保育所等）にも拡大する。 ・インフルエンザとの同時流行などの感染状況により、必要に応じて「検査キット配布・陽性者登録センター」への登録を市販の検査キットで陽性が確認された方も対象とするなど見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗原定性検査キットを、すでに事前配布している高齢者施設以外の施設（障害福祉施設、小学校、保育所、地域包括支援センター）にも事前配布を行った。 ・令和4年11月28日から「検査キット配布・陽性者登録センター」への登録を市販の検査キットで陽性が確認された方も対象とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ○抗原定性検査キットの事前配布の対象を高齢者施設（入所系）から高齢者施設（通所系・訪問系）、障害福祉施設、小学校、保育所等に拡大することで、従事者が有症状時に速やかに検査することができ、感染拡大の未然防止につながった。 ○抗原定性検査キットの配布及び陽性者の登録により、診療・検査医療機関が最もひっ迫することが懸念された年未年始とその前後の期間において、ひっ迫回避に寄与することができた。 ○陽性者登録の6割以上が市販の検査キットによる登録であり、陽性者登録の迅速化が図れ、速やかに自宅療養等の対応ができるようになった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・5類移行前の5月7日までは三重県キット配布・陽性者登録センターを継続し、陽性の場合には登録ができるようにする。

3 ワクチン接種

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町と連携し、若年層をはじめ県民への接種機会の提供や啓発に努める。 ・オミクロン株対応ワクチンを活用した4回目接種が円滑に進むよう、市町における接種体制構築の支援を強化する。 ・これまでの実績や今後見込まれる予約数をふまえ、県営集団接種会場の設置場所や予約枠などを見直す。 ・特例臨時接種の実施期間が令和5年3月31日までとされる中、ワクチン接種が発症予防、重症化予防と死亡率の低下に有効であることから、接種対象の拡大もふまえ、高齢者はもとより、小児を含めた全世代の接種率向上のために接種機会の提供や啓発に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例臨時接種が終了する令和5年3月31日に向けて、乳幼児の初回接種や12歳以上のオミクロン株対応ワクチン接種のスケジュール例を示し、呼びかけを行った。 ・オミクロン株対応ワクチンを活用した4回目接種の促進を図るため、県内3か所で11日間(4月27日現在。10/30～)、県営接種会場を開設した。 ・武田社ワクチン（ノババックス）の接種センターを県内1か所で12日間(4月27日現在。10/27～) 開設し、接種を希望される方の接種機会を確保した。 ・オミクロン株対応ワクチン接種率（全世代）は、令和4年11月末には16.6%だったが、令和5年4月26日には43.2%となった。 	<ul style="list-style-type: none"> ○市町の接種を支援するため、県営集団接種会場を開設し、オミクロン株対応ワクチンによる接種を行った。特に、11月、12月は、重症化リスクが高い高齢者など、接種時期を迎える対象者の増加に対応するとともに、1月～3月も県営集団接種会場を開設し、12月までに接種を受けられなかった方などに接種機会を提供することができた。 ●ワクチン接種の呼びかけを行うとともに、県営集団接種会場による接種機会の提供に取り組んできたが、第8波では新型コロナウイルス感染症による特に若年層の重症化率が低いなどの情報により、接種率は伸び悩んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特例臨時接種の期間が令和6年3月31日まで延長されたことから、引き続き市町の接種を支援する。 ・武田社ワクチン（ノババックス）は、取り扱いが無く接種が受けられない市町があるため、令和5年春開始接種の期間（5月から8月）にあわせて、三重大学医学部附属病院において三重県新型コロナウイルスワクチン接種センターを運営し、接種機会の確保を図る。

4 医療提供体制

(1) 入院医療

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ対応病床を継続的に確保しながら、通常医療とコロナ医療を両立しつつ、機動的に病床を運用できるよう受入医療機関と調整するとともに、対応できる医療機関の増加に向けて、新たな病床確保の依頼を行う。 ・病床確保計画におけるフェーズ移行の判断のタイミングを「病床使用率40%」で維持し、引き続き、感染拡大時においても計画的に病床確保が行えるようにする。 ・引き続き、病院内発生患者の確保外病床における受入を依頼する。 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）に対応できる体制の維持・拡充を図る。 <p>【新たな強毒株の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな強毒株等への対応の際は病床使用率については、当初の基準である30%として病床確保計画を適用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院病床の拡充を図るため、県内の病院に新たな病床確保の依頼を行い、9病院において新たな病床を確保した。 ・病床使用率が40%に達した時点で、病床確保計画に基づき、緊急的な病床確保を医療機関に依頼した。（最大病床数585床 2月1日から5日まで緊急フェーズⅠ）。 ・入院対象者への迅速な対応に支障をきたすことがないよう、県内保健所相互間の感染症法に基づく入院勧告の取り扱いを明確にした。 ・新型コロナウイルス感染症の病床を確保していない医療機関であっても、院内発生が確認された場合は、入院の原因となった疾患の治療を継続する観点から、必要な感染対策を講じたうえで、原則、入院加療を継続いただくことを依頼した。 ・特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）への対応について、県内の医療機関等と連携して整備した体制により適切に対応した。 ・新型コロナウイルス感染症にかかる地域の救急医療体制について、二次輪番でない救急告示病院も含めた受入医療機関に幅広く協力を依頼した。 ・円滑かつ迅速な入院調整を実施するため、各受入医療機関が入力した患者の状態や病床使用状況等について、関係者間で随時共有できるシステムを構築し、運用を開始した。（令和4年10月20日～） ・自家用車の乗り入れの拡充や当日入所にも積極的に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応できる医療機関を増加させたことで、地域の中での患者受入の幅が拡充され、より円滑な入院医療を提供するための体制を確保することができた。 ○病床使用率40%を基準として計画的に病床を確保し、入院調整に支障が生じることなく円滑に患者を受け入れることができた。 ○確保外病床における患者受入を行ったことで、確保病床のひっ迫を防ぎ、円滑な入院調整につなげることができた。 ○県内の医療機関等の連携・協力により、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）の円滑な調整につなげることができた。 ○各受入医療機関に幅広く協力を依頼したことで、新型コロナウイルス感染症にかかる救急患者の受入強化につなげることができた。 ○関係者間において随時受入病床の使用状況等を把握できるようになったことで、円滑かつ迅速な入院調整が可能となった。 ○入院患者のケースに応じての、入院勧告を実施する保健所がより明確になり、保健所間の調整等に要する時間の削減につながった。 	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行に向けて、特別な配慮が必要な患者（妊産婦、小児、透析治療中等）や救急患者等も含めて、対応可能な医療機関の拡大に向けた取組みを行うとともに、医療機関間による入院調整を進める。 ・病床確保計画におけるフェーズ移行の判断のタイミングを「病床使用率40%」で維持し、引き続き、感染拡大時においても計画的に病床確保が行えるようにする。 ・引き続き、院内発生患者の確保外病床における受入を依頼する。 ・関係者間において随時受入病床の使用状況等を把握できるシステム等による支援を行うことで、医療機関間による入院調整を円滑かつ迅速に進める。

(2) 臨時応急処置施設

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・知見の蓄積により迅速な稼働準備が行えるようになってきたことや、入院病床が拡充されていることをふまえ、臨時応急処置施設の設置についてあらかじめ基準を設けず、感染状況に応じて運用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時応急処置施設の稼働に関わる医療機関等の中で複数回、感染状況等について共有するとともに臨時応急処置施設の稼働方針について協議し、迅速な稼働が行えるよう緊急時に備えて取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時応急処置施設の稼働には至らなかったものの、引き続き、緊急時には迅速な稼働が行える体制を維持することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、対応可能な医療機関の拡大に取り組みつつ、幅広い医療機関による自律的な通常の対応への移行に向けて、5月7日をもって廃止する。

(3) 宿泊療養施設

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設については、4施設体制を当面維持していくが、入所状況や国の方針及び他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、宿泊療養施設の体制について見直す。 <p>【新たな強毒株の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染状況や入所状況をふまえ、清掃期間の短縮など稼働率の向上に取り組むとともに、必要に応じて確保居室数の増加を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4施設468室の体制で宿泊療養施設を運用した。 ・自家用車の乗り入れの拡充や当日入所にも積極的に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当日入所や自家用車入所の拡充を行ったことにより、入所者のニーズに対応した。 ●新規感染者が第8波は第7波より多くなったが、入所者は第7波の6割程度となった。そのため、宿泊療養施設の体制について検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設規模を順次見直すとともに、5月7日をもって運用を終了する。

(4) 自宅療養

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> 国の方針や他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、医療機関、薬局、訪問看護事業者の協力を得て、引き続き自宅療養者の治療に関与いただく。 	<ul style="list-style-type: none"> 自宅療養者の治療に関する医療機関 502、薬局 511、訪問看護事業所 89（4月27日現在）を確保した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第8波で急増した自宅療養者へ必要な医療を提供できた。 	<ul style="list-style-type: none"> 発症時や体調急変時の相談窓口を継続するとともに、対応する医療機関等を県のホームページに掲載する。
<ul style="list-style-type: none"> パルスオキシメーターの貸与、食料品の支援については当面維持していくが、国の方針や他都道府県の動向などを的確に把握したうえで、それらをふまえ、支援体制のあり方について見直す。 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年11月25日「感染防止行動徹底アラート」発出時に、県民に食料品備蓄等呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新規感染者が過去最多を記録したが、食料品の支援やパルスオキシメーターの貸与について、大幅な遅延なく対応できた。 ●食料品の支援については、行動制限の緩和や食料品の備蓄やネットスーパーの利用等が進んできたことにより、第7波と比較して支援数が低下している。 	<ul style="list-style-type: none"> パルスオキシメーターの貸与は5月7日をもって終了する。 食料品の支援は3月末で終了した。

5 感染拡大防止対策

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<p>【県民・事業者への協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、場面に応じた適切な感染防止対策について周知を行う。 感染拡大時においては、政府における対応や変異株の状況等もふまえ、社会経済活動との両立のため可能な限り行動制限を伴わない形での効果的な感染防止対策の協力要請を行う。 <p>【新たな強毒株の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療提供体制のひっ迫を防ぐため、早期に県民・事業者に感染防止対策の呼びかけを実施 <p>病床使用率 30%以上 感染拡大阻止宣言 病床使用率 30%以上 かつ 重症者用病床使用率 20%以上 緊急警戒宣言</p> <p>※病床使用率が50%を超えるなど医療提供体制がひっ迫する場合には、まん延防止等重点措置等も検討。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病床使用率の増加に伴い、令和4年11月25日に県独自のアラートとして設定した「感染防止行動徹底アラート」を発出した。 感染者数が過去最多を更新し、医療提供体制への負荷が増加している状況を踏まえ、令和5年1月12日から令和5年2月2日の間、県独自のアラートとして設定した「医療ひっ迫防止アラート」を発令した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○第7波に続きオミクロン株（BA.5）が主流であり、「感染防止行動徹底アラート」、「医療ひっ迫防止アラート」により行動制限を伴わない協力要請を実施し、社会経済活動との両立を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 5類移行により新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象外となった後は、感染防止対策を一律に求めることはせず、各自の判断に資する情報を示していく。
<p>【県民への広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き、感染した際の行動や県民が必要とする情報を、ホームページや報道機関への資料提供等を通じて、速やかかつ適切に発信していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎日の発生状況に係るホームページの掲載情報の整理を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な情報の提供は継続しつつ、省力化も図る対応を取ったが、大きな混乱はみられなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> （発生動向）5類感染症への移行後は、他の5類感染症と同様に、三重県感染症情報センターホームページ等において、周知を図る。

<p>【学校等における感染防止対策】</p> <p>政府の基本的対処方針などにより求められる感染症対策を行いながら、さまざまな教育活動が実施できるよう取り組む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、家庭の協力も得ながら、発熱や咳等の症状がある場合は自宅で休養することや、学校における効果的な換気など、基本的な感染防止対策に取り組んだ。 県立学校においては、換気の徹底のため、二酸化炭素濃度測定器を全ての普通教室に配備した。 県立学校の臨時休業は、引き続き、個々の状況に応じ、学校医等の助言を得ながら、必要な範囲、期間において機動的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大防止のための臨時休業については、各学校や地域の実情をふまえ、必要な範囲で実施した。 ○感染リスクを低減する工夫を講じながら、修学旅行・体育祭等の学校行事、部活動などの活動が実施できた。 ●政府の基本的対処方針などにより求められる感染症対策を行いつつ、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、人と人とのコミュニケーションや交流、体験活動の機会を確保する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時における学校においては、効果的な換気やこまめな手洗いの指導等の感染症対策を講じながら、学校教育活動を実施していく。
--	--	--	--

6 クラスター対策

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<p>【感染防止対策の徹底にかかる高齢者施設訪問や高齢者施設等を対象とした研修会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設を中心に、引き続きクラスターが発生していることから、重症化リスクの高い施設における感染防止対策を図っていく。 ・研修内容を幅広く活用・共有することで、看護職員などの対応力向上を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等において、多数の集団感染事例（クラスター）が発生したことを受け、行政検査の支援体制を拡充した。 ・第7波と同様、専用相談窓口で施設からの電話相談に応じた他、最大3チームを同時派遣できる体制を維持した。 ・第8波においては、医療機関でのクラスター事案が増加したことから、医療機関を対象とした感染対策研修を開催 ・定員が多く大規模感染につながる懸念される高齢者施設に対し、訪問により重点的に社会的検査を強く推奨した（11月11日から22日までの期間に90施設を訪問）。 	<ul style="list-style-type: none"> ○郵送による行政検査の支援体制を拡充することで、これまで以上に積極的に検査を実施することが可能となる見込みである。 ○専用相談窓口では452件（R4.10.27～R5.4.27）の相談事案に対応するとともに、感染制御チームの派遣、業務継続支援の円滑な実施につなげることができた。 ○陽性者が発生した施設からの派遣要請に対し、機動的に対応することができた。（126件、R4.10.27～R5.4.27） ○アップデートされていく最新の知識や対応方法等について、研修を通じ共有することで対応力の向上を図るとともに、現場指導により、施設等従事者の感染対策への不安解消につながった。 ○訪問を行った高齢者施設における感染の抑制に一定の効果があったものと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専用相談窓口及び感染症対策の専門家派遣については、5/8以降も当面の間、継続する。 ・効果的かつ負担の少ない感染対策に関して、医療機関や高齢者施設向けの研修会を開催していく。 ・国の方針に基づき、5/8以降も、医療機関や高齢者施設等において陽性者が発生した場合の周囲の者への検査（スクリーニング検査）は行政検査として実施していく。
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等における陽性者発生時の対応力向上を図るため、マニュアルの作成や施設向け研修などの取り組みを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設における感染症対応力向上を図るため、感染管理認定看護師の協力のもと、施設における実地研修を開催 ・感染制御チームにおけるクラスター対応事例を踏まえた、施設向け対応マニュアルを作成。 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染対策マニュアルの作成や研修開催により、高齢者施設等の感染症対応力の向上につなげることができた。 ●新型コロナウイルスの特性については多くのことが明らかとなってきたことから、引き続き、感染対策に関する最新情報を高齢者施設等に共有していく必要がある。 	

7 事業者支援

第8波に向けた方針・対策	第8波における対応	評価・課題	方針・対策・対応
<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、基本的な感染防止対策を徹底しながら、全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の実施をはじめとする各観光需要喚起策の実施により、県内観光関連事業者の更なる支援に取り組む。 ・引き続き、「みえ安心おもてなし施設認証制度」の信頼性確保を進めるなど、制度の安定的な運営と普及に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行者に対し、「観光三重」ホームページや、宿泊施設でのチェックイン時等に基本的な感染防止対策の徹底を周知することで、全国旅行支援をはじめとする観光需要喚起策の実施に必要な、安全安心な旅行環境の整備に努めた。 ・感染防止対策に配慮しつつ経済活動を継続していくため、三重県指針において、「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」認証店・認証施設の利用を県民の皆様呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の長期的な影響から回復途上にある県内観光産業を支援するため、閑散期の観光需要喚起策として2/20～3/24に全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」の利用者に配布する地域応援クーポンを県独自予算で上乗せするなど、引き続き、県内観光地での消費額拡大に取り組んでいる。 ・感染防止対策と経済活動の両立の意識が浸透し、事業者における感染対策の普及が進むとともに、感染拡大が客足や観光客の減少に影響しなくなる傾向がみられた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内観光産業を継続的に支援するため、全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」を6月30日まで延長して実施、旅行需要の喚起に取り組む。 ・「みえ安心おもてなし施設認証制度（あんしんみえリア）」については、5月7日までで廃止する。廃止後も、感染防止対策にかかる事業者等からの問い合わせに対して、国の方針等をふまえながら丁寧に対応していく。

令和5年4月28日

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について

1 「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」の廃止

○令和5年4月27日 厚生労働省 厚生科学審議会 感染症部会

- ・新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ

⇒5月8日から「5類感染症」に変更

○令和5年4月28日 閣議決定（見込）

- ・政府新型コロナウイルス感染症対策本部

⇒5月7日をもって廃止

- 上記を受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第25条に基づき、本県の「新型コロナウイルス感染症対策本部」を5月7日をもって廃止する。

【参考】新型インフルエンザ等対策特別措置法（抜粋）

（都道府県対策本部の廃止）

第二十五条 第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

2 上記法に基づく県対策本部の廃止後の対応

- ・法に基づかない、県独自の「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部」を維持。
（新型コロナウイルス感染症が流行し始めた当初に県独自に設置したもの。資料4）
- ・必要に応じて「新型コロナウイルス感染症対策会議」を開催。
（オミクロン株とは病原性が大きく異なる変異株が出現した場合等の開催を想定）
- ・5月8日以降の医療提供体制等に係る県の対応については、第70回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議で決定したとおり。
- ・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』及びその別冊「イベントの開催基準等」については、5月7日をもって廃止。
- ・5月8日以降の感染防止対策については、今後は、県から一律に対応を求めることはしない。
- ・県民の皆様がそれぞれ、その場の状況等に応じて自主的に必要性を判断し、主体的に実施していただくこととなり、県としては、その判断に資する情報を提供していく。
（参考資料・三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト）

県独自の「新型コロナウイルス感染症対策会議」の設置について

1 現状

○政府対策本部設置を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」）に基づき、「三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「県対策本部」）」が設置されたところ。（令和2年3月26日～）

○今般、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から感染症法の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止され、これを受けて特措法の規定に基づき、県対策本部も廃止することとなる。

2 県対策本部の廃止後の対応案

○県独自の取組として対策本部を継続し、必要に応じて対策会議を開催。

- ・ 会議名称：新型コロナウイルス感染症対策会議
- ・ 設置目的：病原性が大きく異なる変異株が出現した場合等に備え、関係部局の緊密な連携を確保し、必要に応じて県庁一体となった対応を行うため。

三重県新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱（案）

（設置）

第1条 新型コロナウイルス感染症に対し、関係部局の緊密な連携を確保し、必要に応じて県庁一体となった対応を行うため、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策にかかる総合企画、調整（実態把握、感染対策、広報啓発等）に関する事。
- (2) 関係情報の収集、分析、提供に関する事。
- (3) 国、関係機関、関係府県との総合調整に関する事。
- (4) その他対策本部の設置目的を達成するために必要な事。

（組織）

第3条 対策本部は、本部長、副本部長、統括本部員、主任本部員及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

- 2 本部長は、対策本部に関する業務を統括し、対策本部を代表する。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。
- 4 統括本部員は、本部員を統括する。

（地方対策部）

第4条 地域での情報収集、対策を実施するために本部長が必要と認める場合には、地方対策部を設置する。

- 2 地方対策部に部長（以下「地方対策部長」という。）、副部長のほか部員若干名を置き、地方対策部長は危機管理地域統括監をもって充て、副部長及び部員は地域機関職員の中から地方対策部長が指名する。
- 3 地方対策部長は関係事務所長で構成する地方対策部員会議を設置し、地域での対策にかかる総合調整を行うものとする。

（対策会議）

第5条 対策本部は、情報共有、対応方針の決定等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策会議（以下「対策会議」という。）を開催する。

- 2 対策会議は、本部長が召集する。
- 3 対策会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して対策会議の開催を求めることができる。

(幹部会)

第6条 対策本部に幹部会を置く。

- 2 幹部会は、対策本部からの指示事項の処理及び連絡調整等を行う。
- 3 幹部会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹部会は、幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 5 幹事長は、幹事のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 対策本部の事務局は、医療保健部に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月8日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
副本部長兼 統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	医療保健部理事
本部員	総務部長
	デジタル推進局長
	政策企画部長
	地域連携・交通部長
	スポーツ推進局長
	南部地域振興局長
	防災対策部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	環境共生局長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	出納局長
	企業庁長
	病院事業庁長
	教育長
警察本部長	

別表 2

区 分	所 属	職 名
幹事長	医療保健部	副部長
副幹事長	医療保健部	感染症対策課長
幹事	総務部	コンプライアンス・労使協働推進監
	政策企画部	政策企画総務課長
	地域連携・ 交通部	人権・危機管理監
	防災対策部	防災対策総務課長
	医療保健部	人権・危機管理監
	子ども・福 祉部	人権・危機管理監
	環境生活部	環境生活総務課長
	農林水産部	人権・危機管理監
	雇用経済部	人権・危機管理監
	観光部	観光総務課長
	県土整備部	人権・危機管理監
	出納局	会計支援課長
	企業庁	経営改革・危機管理 監
	病院事業庁	県立病院課長
	教育委員会 事務局	学校防災推進監
	警察本部	警備部警備第二課 危機管理室長

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更で変わること

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日から「5類感染症」に変更されることが予定されています。

それに伴って変わることについて、主なものをご案内します。

- 「5類感染症」への位置づけ変更で変わること（主なもの）
- 「5類感染症」への位置づけ変更後の感染防止対策

「5類感染症」への位置づけ変更で変わること（主なもの）

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること		新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること		新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への移行で変わること	
1 感染防止対策	▶ 県から一律に感染防止対策を求めません ・個人の判断による自主的な対策の実施 ※「三重県指針」や「イベントの関係基準等」は廃止	5 外来体制	▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します ・県のホームページに「 外来対応医療機関 」を掲載 ※県から必要な設備整備等を支援	8 宿泊療養施設	▶ 宿泊療養施設の運用を終了します
2 外出自粛	▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります ・発症後5日間は外出を控えることを推奨 ※発症後10日間はマスクの着用も推奨 ※保健所による健康観察も終了	6 公費支援	▶ 治療費が自己負担になります（一部を除く） （外来） 新型コロナウイルスの治療薬を除き、公費支援を終了 （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から 原則2万円* を減額 ※*療養期間により変動	9 療養者支援	▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します ※貸与支援は3月末で終了済み
3 患者の特定	▶ 患者の特定（届出・登録）がなくなります ・「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止 ※医療機関から県への患者の発生届も廃止 ※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し）	7 無料検査	▶ 無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します ・自分で抗原定性検査キットを購入して検査	10 療養期間通知書	▶ 療養期間通知書の発行を終了します（5/1958887） ・必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類で代替
4 全数把握・公表	▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります ・ 定点医療機関 からの報告により感染動向を把握 ※感染状況の公表は1週間以上遅くなります				相談窓口 ▶ 「 受診・相談センター 」等は継続します ・非待時や休診日等の相談窓口は継続

■ 「5類感染症」への移行で変わること（印刷用・PDF）

- 県から一律に感染防止対策を求めません（※詳しくは次項参照）
- 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
- 患者の特定（届出・登録）がなくなります
- 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
- 幅広い医療機関での診療対応を目指します
- 治療費が自己負担になります（一部を除く）
- 無料検査事業を終了します
- 宿泊療養施設の運用を終了します
- パルスオキシメーターの貸与を終了します
- 療養期間通知書の発行を終了します

■ 「5類感染症」への移行後も継続すること

- 「外来対応医療機関」を県が指定し、発症時に安心して受診できる体制を維持します
- 治療費のうち、「高額なコロナ治療薬の費用」及び「入院医療費の一部」に対しては公費支援を継続します
- 「受診・相談センター」などの相談窓口は継続します

「5類感染症」への位置づけ変更後の感染防止対策

新型コロナウイルス感染症の「5類感染症」への位置づけ変更後も、基本的な感染防止対策が効果的であることに変わりはありませんが、**今後は、県から一律に対応を求めることはなくなります。**

県民の皆様がそれぞれ、**その場の状況等に応じて自主的に必要性を判断し、主体的に実施**していただくことになります。

（「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』」は廃止となります。）

基本的な感染防止対策	考え方
マスクの着用	個人の判断に委ねられますが、基本的な感染防止対策として有効です。 なお、以下の場合においては、マスク着用を推奨します。 <ul style="list-style-type: none">・医療機関を受診する場合・高齢者等重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等を訪問する場合・医療機関や高齢者施設等の従業員の勤務中・通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス等に乗る場合（概ね全員の着席が可能な特急列車、高速バス、貸し切りバス等を除く） 高齢者等や基礎疾患をお持ちの方等、重症化リスクが高い方と会う場合は、感染を拡げないためマスク着用が有効ですので、検討をお願いします。
手洗い等の手指衛生	基本的な感染防止対策として有効です。
換気	基本的な感染防止対策として有効です。
「三つの密」の回避 人と人との距離の確保	流行期において、高齢者等重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効です。 また、避けられない場合は、マスクの着用が有効です。

■ 対策を実施するかどうかの判断にあたっては、次の観点も考慮して検討してください。

<対策実施の判断にあたって考慮する観点>

- ・ 場面に応じた対策の有効性
- ・ 実施の手間やコスト等をふまえた費用対効果
- ・ 人付き合い、コミュニケーションとの兼ね合い
- ・ 他の感染症対策との重複、代替可能性 など

【参考】厚生労働省 事務連絡（新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の基本的感染対策の考え方について（令和5年3月31日））

（事業者の皆様へ）

事業者の皆様において、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためにこれまで実施いただいていた対策についても、**今後は、県から一律に対応を求めることはなくなります。**

対策の効果（下記参照）や、機器設置や維持経費など実施の手間・コスト等をふまえた費用対効果、換気など他の感染防止対策との重複・代替可能性などを勘案して、**事業者各自で自主的に必要性を判断し、主体的に実施**していただくこととなります。

対策（例）	対策の効果など
入場時の検温	発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性がある
消毒液の設置	手指の消毒・除菌に効果がある
アクリル板、パーティション等の設置	飛沫を物理的に遮断するものとして有効 エアロゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要

■ 業種別ガイドラインについて

感染症法上の位置づけの変更に伴い、**業種別ガイドラインは廃止されます**が、業界や事業者が各自で必要と判断して、今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは差し支えありません。

（医療機関の皆様へ）

令和5年5月8日以降の入院調整について、4月21日・24日に開催しましたweb説明会の動画は、以下からご確認いただけます。

web説明会の動画は[こちら](#)

本ページに関する問い合わせ先

三重県 医療保健部 感染症対策課

〒514-8570 津市広明町13番地（本庁4階）

電話番号：059-224-2352 ファクス番号：059-224-2344 メールアドレス：

kansenta@pref.mie.lg.jp

- 1 感染防止対策**

 - ▶ 県から一律に感染防止対策を求めません
 - ・ 個人の判断による自主的な対策の実施
 - ※「三重県指針」や「イベントの開催基準等」は廃止
- 2 外出自粛**

 - ▶ 法律に基づく外出自粛要請がなくなります
 - ・ 発症後5日間は外出を控えることを推奨
 - ※発症後10日間はマスクの着用を推奨
 - ※保健所による健康観察も終了
- 3 患者の特定**

 - ▶ 患者の特定（届出・登録）がなくなります
 - ・ 「検査キット配布・陽性者登録センター」を廃止
 - ※医療機関から県への患者の発生届も廃止
 - ※濃厚接触者の特定も終了（外出自粛要請も無し）
- 4 全数把握・公表**

 - ▶ 新規感染者数の全数把握と毎日の公表がなくなります
 - ・ 定点医療機関からの報告により感染動向を把握
 - ※感染状況の公表は1週間に1回となります
- 5 外来体制**

 - ▶ 幅広い医療機関での診療対応を目指します
 - ・ 県のホームページに「外来対応医療機関」を掲載
 - ※県から必要な設備整備等を支援
- 6 公費支援**

 - ▶ 治療費が自己負担になります（一部を除く）
 - （外来）新型コロナの治療薬を除き、公費支援を終了
 - （入院）高額療養費制度の自己負担限度額から原則2万円*を減額
 - （*）年齢や所得によって変動
- 7 無料検査**

 - ▶ 無料検査事業（薬局・医療機関）を終了します
 - ・ 自分で抗原定性検査キットを購入して検査
- 8 宿泊療養施設**

 - ▶ 宿泊療養施設の運用を終了します
- 9 療養者支援**

 - ▶ パルスオキシメーターの貸与を終了します
 - ※食料支援は3月末で終了済み
- 10 療養期間通知書**

 - ▶ 療養期間通知書の発行を終了します（5/19受付終了）
 - ・ 必要時は、医療機関等で発行された検査結果がわかる書類等で代替

相談窓口

➡ 「受診・相談センター」等は継続します

- ・ 発症時や体調急変時の相談窓口は継続

令和 5 年 4 月 28 日

各部からの報告事項

1 医療保健部

- ・令和 2 年 1 月下旬に県内で初めて新型コロナウイルス感染症が確認されて以降 3 年余りの間で、過去に例を見ない数の感染者が発生し、その対応には他部局から多くの職員の応援をいただいた。その応援のおかげで非常に困難な事態もなんとか乗り切ることができ、今回の新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止という節目を迎えることができた。改めて各部局から多くのご協力をいただいたことに、心から感謝申し上げます。

2 雇用経済部

- ・新型コロナウイルス感染症により影響を受けた飲食事業者の支援策として実施してきた「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」について、5 月 7 日をもって終了する。

3 観光部

- ・雇用経済部と同様、観光事業者を対象とした「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしんみえリア』」についても、5 月 7 日をもって終了する。
- ・全国旅行支援「おいでよ！みえ旅キャンペーン」については 5 月 8 日以降も継続するが、ワクチン接種歴もしくは陰性の検査結果の提示が不要となる。